

介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が定められたことにより、関係条例を国基準の規定どおりに整備します。

【関係条例】

- ① 防府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（第 17 号）
「居宅介護支援基準条例」
- ② 防府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（第 40 号）
「介護予防支援基準条例」
- ③ 防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（第 41 号）
「地域密着型基準条例」
- ④ 防府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（第 42 号）
「地域密着型予防基準条例」

【各条例の内容】

	条例の内容
① 居宅介護支援基準条例	介護サービス等の利用を定めた支援計画（ケアプラン）を作成する指定居宅介護支援事業所の基準を定めている。
② 介護予防支援基準条例	要支援者の自立支援に向けた介護予防サービス等の利用を定めた支援計画（ケアプラン）を作成する指定介護予防支援事業所の基準を定めている。介護予防支援事業所の指定ができるのは、地域包括支援センターのみ。
③ 地域密着型基準条例	要介護者が利用する地域密着型サービスの基準等を定めている。
④ 地域密着型予防基準条例	要支援者が利用する地域密着型介護予防サービスの基準等を定めている。

【条例の変更点】

（１）訪問系サービス （夜間対応型訪問介護）	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーター配置基準等の緩和 ・併設施設等職員との兼務、随時訪問サービスを行う訪問介護員との兼務、他の訪問介護事業所等への事業一部委託、複数事業所間での通報受付の集約化、を可能とする ・高齢者向け住宅等における適正なサービス提供 同一建物居住利用者以外へのサービス提供に努める
（２）通所系サービス （介護予防）認知症対応型通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者の配置基準の緩和 ・共用型認知症対応型通所介護の管理者は、当該事業所の他の職務に従事可

<p>(3) 多機能系サービス (介護予防) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域において、市が効率的な運営が必要と認めた場合、登録定員及び利用定員超過を可能とする
<p>(介護予防) 小規模多機能型居宅介護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者及び介護職員の人員配置基準緩和 ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設を併設している場合、支障のない限り、管理者・介護職員の兼務を可能
<p>(4) 居住系サービス (介護予防) 認知症対応型共同生活介護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サテライト型事業所の基準を創設 ・経営の安定性の観点からユニット数を弾力化 ・現行の「原則 1 又は 2、必要と認められる場合に 3」から「1 以上 3 以下」に見直し ・夜勤職員体制の見直し ・3 ユニットが同一階に隣接しており、速やかな職員の対応が可能な構造で安全対策をとっていることを要件に、「1 ユニットごとに 1 人以上」から「3 ユニットごとに 2 人以上」の配置に緩和 ・外部評価に係る運営推進会議の活用 ・外部評価機関と運営推進会議の双方で受けている外部評価について、いずれかの評価を選択して受けることとする ・計画作成担当者の配置基準の緩和 ・「ユニットごとに 1 人」から「事業所ごとに 1 人」
<p>(5) 施設系サービス 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の配置基準緩和 ・他の社会福祉施設等との連携を図ることにより効果的な運営が期待でき、入所者の処遇に支障がない場合は栄養士を置かないことを可能とする ・栄養ケア・マネジメントの強化 ・現行栄養士の配置を求めているところを「栄養士又は管理栄養士」とする ・サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホームがある場合、本体施設の生活相談員によりサテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められ場合、生活相談員を置かないことを可能とする ・人員配置基準の見直し ・従来型とユニット型を併設する場合、入所者の処遇に支障のない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする ・口腔衛生管理の強化 ・口腔衛生管理体制を整備し各入所者の状態に応じた口腔衛生管理を行うことを求める（3年の経過措置期間有） ・各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求める（3年の経過措置期間有） ・個室ユニット型施設の勤務体制の見直し ・1 ユニットの定員数を

	<p>「1ユニットおおむね10人以下」から「おおむね10人以下、15人を超えないもの」とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニット型個室的多床室は、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から新設を禁止 ・事故発生防止の為に安全対策担当者の配置義務付け（6月の経過措置期間有）
<p>(6) 全サービス共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 感染症対策の強化（3年の経過措置期間有） <ul style="list-style-type: none"> ア 施設系サービス・・・現行の感染症対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施に加え、訓練の実施 イ 訪問系、通所系、多機能系、居宅介護支援、居住系サービス・・・委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施 ② 業務継続に向けた取組の強化（3年の経過措置期間有） <p>感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定、研修や訓練の実施を義務付け</p> ③ ハラスメント対策の強化 <p>介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化</p> ④ 会議や多職種連携における ICT（テレビ電話等）の活用 ⑤ 利用者への説明・同意等に係る見直し <p>ケアプランや重要事項説明書等に係る説明、同意のうち書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認める</p> ⑥ 記録の保存等に係る見直し <p>介護サービス事業者の負担軽減を図るため諸記録の保存・交付等について電磁的に対応を認め、その範囲を明確化</p> ⑦ 運営規定等について、掲示だけでなく、閲覧可能な形（ファイル等）で備えおくことを可能とする ⑧ 高齢者虐待防止の推進（3年の経過措置期間有） <p>虐待発生や再発防止の為に委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、実施するための責任者配置を義務化</p> ⑨ 認知症介護基礎研修受講の義務化（3年の経過措置期間有） <p>介護サービス事業者に対し、直接介護に携わる職員のうち無資格者については、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるよう義務付ける。※訪問系サービスを除く</p> ⑩ 介護保険等関連情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進 <p>介護保険関連情報を活用した計画の作成や事業所単位での PDCA サイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する</p>

<p>(7) 居宅介護支援</p>	<p>・質の高いケアマネジメントの推進・以下2点について利用者への説明を義務化</p> <p>①前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合</p> <p>②前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち同一事業者によって提供されたものが占める割合</p> <p>・生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応・区分支給限度基準額に占める利用割合が高く、かつ訪問介護サービスが居宅介護サービス総額に占める割合が定める基準に該当する場合であり、かつ市からの求めがあった場合には、居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、訪問介護が必要な理由を記載し、市町村に届け出なければならない。</p> <p>・管理者要件について・主任介護支援専門員であることとする管理者要件について、事業所の人材確保の状況を考慮し、令和3年3月31日までとしていた経過措置期間の延長を令和9年3月31日までとする。ただし、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所について当該管理者が管理者である場合に限る。</p>
-------------------	---